

# 松戸市障害福祉計画

平成18年度～20年度(第1期)

## 第4章 障害福祉計画

### I 計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨

本市の障害福祉施策は、「いきいきと安心して暮らせる社会を目指して」を基本理念として、平成10年に松戸市障害者計画を策定し、その実現に向け努めてまいりました。その間、高齢者施策においては、平成12年度より「介護保険制度」、障害者施策においては、平成15年度より、行政が福祉施設やホームヘルプなどのサービスの利用を決定する措置制度から、利用者自らがサービスを選択し事業者と直接契約する支援費制度が導入されました。さらに平成17年10月、「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月からその一部が、そして10月から完全施行されるなど、障害福祉を取り巻く環境は、急速にそして大きく変化してまいりました。

これらの状況を踏まえ、今回見直しされる松戸市障害者計画に併せてその実現をより計画的に推進できるよう、障害福祉計画を策定するものです。

#### 2 法的な位置づけ

- (1) 障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づき、国の「基本指針」(厚生労働省告示第395号)に即して、障害者自立支援法による障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を策定することとされた法定の計画です。
- (2) 国の「基本指針」では、平成23年度を目標年度とした数値目標を設定するとともに、平成20年度までの各年度及び平成23年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、その他必要な事項を定めるものとされています。

### 3 松戸市障害者計画との関係

この障害福祉計画は、松戸市障害者計画の基本理念を踏まえ、併せて基本施策と整合・連携が図られたものとします。

### 4 計画の期間及び見直しの時期

この障害福祉計画は、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末を最終計画年度としており、そこに至る中間段階の、平成18年度から平成20年度までの期間を第1期の計画期間とします。

また、第1期の実績を踏まえ、平成20年度までに計画を見直すこととし、平成21年度から23年度までを第2期計画とします。

## II 障害福祉サービス等の提供を通じて目指す平成23年度の目標値の設定

国の基本指針に基づき、地域生活や一般就労への移行を推進するにあたり障害福祉サービスの水準を見極め、その進捗状況を適切に把握・評価する観点から、次の事項について数値目標を設定します。

なお、目標設定については、現状のサービス水準を基本に、必要となるサービス量との整合を図らなければなりません。その根拠となるデータ等が現時点では十分ではありません。そのため、地域生活への移行や就労支援については、国の基本指針により目標値を設定します。また、その達成に向けては、障害のある人の自立支援の観点から新たな課題に対応したサービス供給体制を整え、その生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指します。

### 1 地域生活に移行する福祉施設入所者の数

平成23年度末までに、現時点の福祉施設入所者のうち1割以上が地域生活に移行することを目指し目標値を設定します。

地域生活への移行については、地域生活での居住の場としてのグループホーム等の充実や日中活動の場の確保などの体制整備さらには地域住民の理解や協

力が不可欠となります。

項目		数値	考え方
現入所者		297 人	H17.10.1 現在の施設入所者
目標 値	地域生活	30 人	H23 年度までに施設からグループ ホーム等に移行する人の数
	移行数	10%	

## 2 入院中の精神障害のある人が、地域生活へ移行する数

平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院することを目指します。これにあわせて、平成23年度末までの「退院可能精神障害者数」の減少目標値を設定します。

医療的には退院が可能でありながら、就労や居住の場、所得や必要な支援が受けられないなどの社会的な要因や、医療機関の退院促進に向けた体制の遅れなどから退院できない精神障害のある人は、厚生労働省の推計(平成14年患者数調査)では全国で約7万人、千葉県では2,700人とされています。

この調査では、市町村に着目したデータがないことから県において入院患者統計をもとに本市の退院可能患者数を163人と推計しました。

退院可能患者が地域での生活へ移行できるよう、地域の理解を得ながら松戸健康福祉センター・医療機関・関係機関等と連携を図っていきます。

項目	数値	考え方
実績数	163 人	現在の退院可能精神障害者数
目標値	163 人	上記のうち H23 年度末までに減少を目指す目標人数

### 3 福祉施設から一般就労に移行する人の数

平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する人を現在の4倍以上とすることを目指します。これにあわせて、福祉施設における就労支援を強化する観点から平成23年度までに福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において就労継続支援利用者のうち3割は就労継続A型を利用することを旨し、目標値を設定します。

本市では、在宅において障害のある人が就労を希望する場合、生きがい福祉事業団にて専任職員が就労支援活動を行っており、毎年7～8人の方が一般企業等に就職しています。また、障害のある人を雇用する事業者には雇用促進奨励金を交付しています。

今後も、教育・福祉やハローワークなどの関係機関や就労移行支援事業者・就労継続支援事業者・企業等とのネットワークの構築を図るとともに、専門スタッフの人材確保につとめ、一人ひとりのニーズに応じた就労支援が行えるよう、体制整備をしていきます。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	2人	H17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
H23年度の年間一般就労移行者数	8人 (4倍)	現時点での4倍を目標
現在の福祉施設利用者数	594人	H17年度において福祉施設を利用している人の数
H23年度末までの就労移行支援事業利用者数	119人 (20%)	H17年度において福祉施設を利用している人の2割を目標
H23年度末の就労継続支援事業利用者数	100人	就労継続支援事業利用者見込値
H23年度末の就労継続支援A型利用者数	30人 (30%)	上記のうち就労継続支援事業利用者数の3割を目標

### Ⅲ 障害福祉サービスの提供体制の確保

#### 1 各年度における障害福祉サービス・相談支援の見込量

障害福祉サービス・相談支援の見込量は、平成18年度 10 月時点の福祉サービス量をベースに、サービス利用状況や実績、既存利用者及び新規利用者のニーズ、サービス事業者等の動向や新体系サービスへの移行状況等を踏まえ推計しています。

##### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅においてホームヘルパーが、様々な介護・支援を行うことにより障害者の地域での生活を支えるサービスです。平成 15 年度の支援費制度導入以降、利用者・利用量ともに大幅な増加傾向にあり、この傾向は今後も続くものと思われます。

サービス名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
居宅介護／重度訪問介護／行動援護／重度障害者等包括支援	6245	6869	7555	10055	時間分／月
	276	303	333	442	実人／月

##### ○ 居宅介護

居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行うサービスです。

##### ○ 重度訪問介護

居宅において重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

##### ○ 行動援護

知的障害又は精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行う

サービスです。

○ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、在宅で支援を受けながら生活している人はもとより、長期に入院している人の退院促進や施設に入所している人等を対象に障害者自立支援法の中でサービス体系が大きく再編されました。とりわけ、旧法施設での入所支援は、24 時間対応であったものが、新法では夜間と日中に切り分けられ、日中は日中活動系のサービスに移行することになります。

具体的サービスとしては、生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行・継続支援等があります。また、既存の小規模福祉作業所等が、地域生活支援事業の地域活動支援センターへ移行が図られることで日中活動系サービスへ組み入れられます。

既存の施設サービスについては、旧体系サービスから新体系サービスへの事業移行が、平成 23 年度末までの経過措置期間内に漸次行われていくため、日中活動系サービスでは段階的に利用者の増加が見込まれます。

○生活介護

サービス名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
生活介護	1210	7370	8932	12518	延人日／月
	55	335	406	569	実人／月

生活介護は、常に介護等の支援が必要な障害のある人に、事業所において、昼間、食事・入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、軽作業等の生産活動

や創作的活動の機会の提供を行うサービスです。

具体的な利用者としては、身体機能の状態について、在宅生活を維持することが困難であり、施設に入所して介護を受けながら安定した生活がしたい人、病院を退院したが介護等の支援が必要なため、直接地域生活へ移行することには不安がある人、訓練施設を利用していたが、障害の状態が悪化し、介護が必要な状態になった人が利用します。

#### ○療養介護

サービス名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
療養介護	91	121	152	243	延人日／月
	3	4	5	8	実人／月

療養介護は、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人に、病院等において、長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援、などの必要な介護や訓練を実施するサービスです。

具体的な利用者としては、筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、筋ジストロフィー患者又はその他重症心身障害の人が利用します。

○自立訓練(機能訓練／生活訓練)

サービス名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
機能訓練	22	44	66	88	延人日／月
	1	2	3	4	実人／月
生活訓練	0	88	132	176	延人日／月
	0	4	6	8	実人／月

自立訓練(機能訓練)は、地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な身体に障害のある人に、理学療法士・作業療法士等のリハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援など、サービス期間(標準的には18ヶ月)を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて必要な訓練を行うサービスです。

具体的な利用者としては、病院で一通りのリハビリテーションを行ったが、地域において実生活を送る上では、家事等にまだ不安がある人、施設を退所し、地域生活へ移行するため、日常生活上の実践的なトレーニングを受けたい人、養護学校を卒業し就労したいと考えているが、障害の状態から作業がこなせるかどうか不安な人などが利用します。

自立訓練(生活訓練)は、生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な知的障害や精神障害のある人に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援、通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせてサービス期間(標準的には長期の入院・入所は36ヶ月、その他24ヶ月)を限定し、必要な訓練を行うサービスです。

具体的な利用者としては、入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持向上などの支援が必要な人、養護学校を卒業し継続

した通院により症状が安定し地域生活を営む上で、生活能力の維持向上などの支援が必要な人などが利用します。

○就労移行支援

サービス名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
就労移行支援	198	220	264	990	延人日／月
	9	10	12	45	実人／月

就労移行支援は、一般就労を希望し、就労するための知識・能力の向上や企業等とのマッチング(実習や職場探しなど)を図ることにより、企業等への雇用又は在宅就労が見込まれる65歳未満の人を、サービス期間(標準的な利用期間24ヶ月)を限定して必要な訓練や指導を行うサービスです。

具体的な利用者としては、養護学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているためこれらを身に付けたい人、就労していたが、体力面や職場の適性などの理由で離職したが再度訓練を受けて適性にあつた職場で働きたい人、施設を退所し就労したいが必要な体力や職業能力等が不足しているためこれらを身に付けたい人などが利用します。

○就労継続支援(A型・B型)

サービス名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
A型〔雇车型〕	0	0	220	660	延人日／月
	0	0	10	30	実人／月
B型〔非雇车型〕	814	924	1144	1540	延人日／月
	37	42	52	70	実人／月

就労継続支援A型は、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力

の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる 65 歳未満(利用開始時)の障害のある人に、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供を行うサービスです。

具体的な利用者としては、就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人、盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人、企業等を離職した人など就労経験があり、現に雇用関係がない人などが利用します。

就労継続支援B型は、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害のある人に、雇用契約を締結しない就労や生活活動の機会の提供、工賃の支払い目標を設定して額のアップを図るなどを行うサービスです。

具体的な利用者としては、企業等や就労継続支援事業A型での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用困難な人、就労移行支援事業を利用したが企業等又は就労継続事業A型の雇用に結びつかない人、又このような要件に該当しない 50 歳に達している人または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業A型の利用が困難とされた人などが利用します。

#### ○児童デイサービス

サービス名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
児童デイサービス	799	879	967	1287	延人日／月
	135	145	156	195	実人／月

児童デイサービスは、療育の観点から個別教育、集団教育を行う必要が認められる障害のある18歳未満の児童に、事業所等において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

なお、放課後利用、レスパイト利用については、その事業の内容等により地域生

活支援事業の「日中一時支援事業」のなかで実施されます。

○短期入所

サービス名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
短期入所	414	441	468	558	延人日／月
	46	49	52	62	実人／月

短期入所は、居宅において障害のある人の介護を行う家族等の疾病や社会参加その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に、入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供するサービスです。

なお、今まで短期入所で実施されていた「日中受け入れ」は、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」のなかで実施されます。

(3)居住系サービス

居住系サービスは、障害のある人に「住まいの場」を提供するサービスです。施設入所者等が地域生活に移行するにあたり、その基盤となるサービスとなります。

○共同生活援助・共同生活介護

サービス名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
共同生活援助 共同生活介護	28	34	38	53	実人／月

共同生活援助(グループホーム)は、就労をしている又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害や精神障害のある人で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人に、家事等の日常

生活上の支援、日常生活における相談支援、日中活動に係わる事業所等の関係機関との連絡調整などの支援を実施するサービスです。

グループホームは、障害者が地域で自立した生活を送るためのステップ・アップの場(通過施設)としての機能が求められています。精神障害のある人のグループホームについては、退院可能な精神障害のある人の居住の場として需要がさらに高まることが予想されます。

共同生活介護(ケアホーム)は、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害や精神障害のある人に、食事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整などの必要な介護・支援等を実施するサービスです。

なお、自立支援給付事業の共同生活援助・共同生活介護以外にも、障害のある人の居住の場を提供する事業として、千葉県が独自の事業として取り組んできた知的障害者生活ホームや精神障害者ふれあいホームの制度があります。

#### ○施設入所支援

サービス名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
施設入所支援	6	70	155	318	実人／月

施設入所支援は、夜間において入浴・排せつ又は食事等の介護や日常生活上の相談支援等を障害者支援施設で提供するサービスです。

具体的な利用者としては、生活介護利用者や自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、在宅による居住の場の確保が困難な人が利用します。

#### (4)相談支援事業

サービス名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
相談支援事業	37	56	78	133	実人／月

相談支援事業は、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援専門員が、生活全般に係わる相談、サービス利用計画の作成、面接によるアセスメント、利用者の居宅を訪問しモニタリング、社会生活力向上支援、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施するサービスです。

具体的な利用者は、入所・入院から地域生活へ移行するため一定期間(6ヶ月程度を想定)集中的な支援を必要とする人、単身生活者(家族が要介護状態であるため等、同居していても適切な支援が得られない人を含む)で、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり計画的な支援を必要とする人、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する人のうち重度訪問介護等の障害福祉サービスの支給決定を受けた人などが利用します。

## 2 サービス量の確保のための方策

### (1) 訪問系サービス

平成15年度に支援費制度が施行され、身体障害及び知的障害のある人の居宅系サービス(ホームヘルプなど)は、周知され利用も浸透し大幅に需要が伸びると共に、そのサービスの提供に広がりを見せてきています。障害者自立支援法の施行に伴い、新たに精神に障害のある人の障害福祉サービスが加わりサービス利用の一元化が図られたことにより、さらにその需要の伸びが予想されます。精神に障害のある人に対する福祉サービスについては、その供給体制の確保と整備が急がれるところです。

そのため、

○障害特性を理解したヘルパーの人材育成のための研修等を千葉県と連携して実

施すると共に、事業者にもその人材確保と育成を働きかけていきます。

- 介護保険制度におけるサービス事業者に、新事業の運営に必要な情報や研修機会の提供等を図り、障害福祉サービス事業への新規参入を促すなどし、サービス供給体制の強化に努めます。
- 安定的なサービス供給が確保できるよう、事業者への支援策の検討をしていきます。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、長期間となるサービス利用であった施設サービスが再編されたサービスで、これらのうち生活介護、療養介護、自立訓練、就労継続支援B型(非雇用型)、児童デイサービス、短期入所などのサービスは、既存施設からの移行及び小規模作業所からの新規参入も見込まれます。一方、就労移行支援や就労継続支援A型(雇用型)など新たに創設されたサービスについては、就労移行支援では利用期限に定めがあり、就労継続支援A型では利用者と雇用契約を結ぶ形での利用となることなどから、このサービスを提供する事業者の参入が少なく、供給量の確保が課題となります。

そのため、

- 旧法施設の日中活動系サービスの提供意向を尊重しつつ、円滑な移行を進めます。
- 新たに日中活動系サービスへの移行を検討している小規模福祉作業所等に対し、その移行を促すための支援を行います。
- 障害のある人の一般就労につながる就労移行支援や就労継続支援A型(雇用型)などのサービスについては、関係機関との連携を図りながらサービス事業者の供給体制の整備に努めます。

### (3) 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)は、施設入所者や退院可能な入院患者等の地域生活への移行に向けて「住まいの場」となるサービスであり、また保護者の高齢化による家族介護力の低下などを背景に、その需要が高まっています。

そのため、

- 共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)の利用者に利用負担額の軽減策として家賃補助の支援をします。
- 生活ホーム等を運営する事業者が共同生活援助や共同生活介護への移行を希望する場合には、円滑な移行ができるよう支援をしていきます。
- 市内にある共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)が、安定した運営ができるような支援を検討していきます。

### (4) 相談支援

障害のある人やその家族を取り巻く環境は、大きくそして急速に変化しており、地域の中で生活していく上で様々な問題や課題が日々生じてきます。それらは保健・医療・福祉・教育・就労・権利擁護など多岐にわたり、その解決に向けては多種多様な取組みが考えられます。

本市においては、市が行う相談支援事業として3障害に対応した「ふれあい相談室」を開設し、また民間においても相談支援事業者が県より指定されて事業を実施してきております。

今後、3障害の障害特性に配慮した相談支援及び地域の相談支援事業者との連携体制の整備が求められます。

そのため、

- 様々な相談に対し適切な支援が展開できるよう、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、関係機関等とのネットワーク化を早期にすすめ相談支援体制の構築に

努めます。また、その中核的な役割を果たす協議の場として地域自立支援協議会を設置・運営します。

○千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援との連携を図り、相談支援専門員の育成及び相談技術の向上など相談支援体制の強化に努めます。

#### **IV 地域生活支援事業の実施に関する事項**

地域生活支援事業は、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障害者自立支援法に基づいて新たに創設され、自立支援給付による各種の障害福祉サービスや支援事業とともに、総合的な自立支援システムの一翼を担う事業です。

また、地域生活支援事業は市町村・都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況等に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施します。

##### **1 実施事業内容と事業量の見込み**

###### **[必須事業]**

###### **(1) 相談支援事業**

###### **①障害者相談支援事業**

障害のある人や家族、介護を行う人などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を行います。

###### **②成年後見制度利用支援事業**

知的障害または精神障害のある人に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）、後見人等の報酬（全部または一部）を助成します。

###### **③障害者生活支援事業**

障害のある人やその家族等の就労・金銭管理・衣食住に関する特別な問題等

を専門的職員により必要な支援を行います。

事業名	見込量(年間見込数)			
	18年度	19年度	20年度	23年度
障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
成年後見制度利用支援事業	2人	3人	4人	7人
障害者生活支援事業	30人	33人	36人	46人

## (2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳などの方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。

事業名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
コミュニケーション支援事業	58	64	70	92	回/月

## (3) 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人の日常生活が円滑に行われるように、日常生活用具を給付・貸与して日常生活を支援します。

### ①介護訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフトなど身体障害者介護を支援するための用具を給付します。

### ②自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、電磁調理器、歩行支援用具など入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。

③在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計など在宅療養等を支援するための用具を給付します。

④情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭、聴覚障害者用(通信、情報受信)装置、視覚障害者用(ポータブルレコーダー、拡大読書器、活字文書読み上げ)装置などの情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

※貸与用具として、緊急通報装置、福祉電話、ファックスがあります。

⑤排泄管理支援用具

ストマ用装具、紙おむつなど排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

⑥居宅生活動作補助用具

居宅における住環境整備を図るため、段差の解消や手すりなどのを設置する改修費用の一部を助成します。

事業名	見込量(年間見込件数)			
	18年度	19年度	20年度	23年度
①介護訓練支援用具	32	35	38	49
②自立生活支援用具	96	105	115	151
③在宅療養等支援用具	57	62	68	89
④情報・意思疎通支援用具	107	117	128	169
⑤排泄管理支援用具	4675	4908	5153	5964
⑥居宅生活動作補助用具	1	3	5	14

#### (4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な視覚等に障害のある人に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加における外出等のための移動を個別に支援します。

事業名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
移動支援事業	2638	2796	2963	3527	時間分／月
	159	168	178	210	実人／月

#### (5) 地域活動支援センター

障害のある人に、通所により創作的活動又は生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに施設の類型に応じて各種の訓練等を行います。

##### ① 地域活動支援センターⅠ型:実利用人員概ね20人以上／日

(前事業形態:精神障害者地域生活支援センター)

基礎的事業のほか、精神保健福祉士等を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等の事業を実施します。

※国が地域活動支援センターⅠ型への移行を想定している精神障害者地域生活支援センターが本市には未設置であったため、現時点では地域活動支援センターⅠ型の設置は未定です。

##### ② 地域活動支援センターⅡ型:実利用人員概ね15人以上／日

(前事業形態:障害者デイサービス、小規模通所授産施設、心身障害者福祉作業所等)

基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

##### ③ 地域活動支援センターⅢ型:実利用人員概ね10人以上／日

(前事業形態:心身障害者小規模福祉作業所、精神障害者共同作業所等)

概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が、地域における障害のある人のために通所による援護事業を実施します。

事業名	見込量(実施箇所及び月実人数)			
	18年度	19年度	20年度	23年度
地域活動支援センターⅠ型	—	—	—	—
地域活動支援センターⅡ型	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	121人	135人	142人	164人
地域活動支援センターⅢ型	0	3箇所	8箇所	14箇所
	0	34人	104人	164人

### [その他の事業]

#### (1) 福祉ホーム

家庭環境や住宅事情等の理由により住居を必要としている常時の介護や医療を必要としない障害のある人に、低額な料金で居室やその他の設備を提供し日常生活に必要な支援を行う住まいの場です。

事業名	見込量(年間見込箇所数)			
	18年度	19年度	20年度	23年度
福祉ホーム	1	1	1	1

#### (2) 訪問入浴サービス事業

在宅で入浴が困難な身体に障害のある人に、身体の清潔保持、身体機能の維持のため、訪問(入浴車)により居宅にて浴槽及び入浴介助を提供します。

事業名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
訪問入浴	32人	34人	37人	48人	実人数
サービス事業	106回	112回	123回	162回	回/月

### (3) 更生訓練費給付事業

社会復帰の促進を図るために就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人、身体障害者更生援護施設で更生訓練を利用している人を対象に更生訓練費を支給し支援します。

事業名	見込量(年間見込人数)			
	18年度	19年度	20年度	23年度
更生訓練費給付事業	63	65	65	70

### (4) 知的障害者職親委託制度

更生援護に熱意のある事業経営者等の私人(職親)に預けることが適当とされた知的障害のある人を、職親が一定期間、生活指導及び技能習得訓練等を行い、就職に必要な素地を与え職場における定着性を高めるなどにより自立更生を支援します。

事業名	見込量(年間見込人数)			
	18年度	19年度	20年度	23年度
知的障害者職親委託制度	5	6	7	10

### (5) 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場(障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等)を確保するとともに、日常的に介護している家族の一時的な介護の軽減を図ります。

事業名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
日中一時支援事業	483	589	822	1278	時間分/月
	16	20	28	45	実人/月

(6)生活サポート事業

介護給付支給決定者以外で日常生活(生活支援、家事援助等)に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたす人に対し、必要な支援をします。

サービス名	見込量				単位
	18年度	19年度	20年度	23年度	
生活サポート事業	15	24	36	78	時間分/月
	5	8	12	26	実人/月

(7)奉仕員養成研修事業

聴覚等に障害のある人の地域生活における自立支援のため、日常会話に必要な手話表現技術や要約筆記の技術を習得した奉仕員を養成します。

事業名	見込量(年間見込人数)			
	18年度	19年度	20年度	23年度
手話通訳奉仕員養成	13		15	
要約筆記奉仕員養成		13		15

(8)自動車運転免許取得・改造助成事業

○自動車免許取得助成事業

身体に障害のある人で就労や社会参加のために運転免許を取得した人に、取得に要した費用の一部を助成します。

○自動車改造助成事業

身体に重度の障害のある人が、自立した生活をするために、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費の一部を助成します。

事業名	見込量(年間見込人数)			
	18年度	19年度	20年度	23年度
自動車免許取得助成事業	8	10	12	18
自動車改造助成事業	4	5	6	9

## 2 事業ごとの見込み量の確保のための方策

### (1) 相談支援事業

様々な相談に対し適切な支援が展開できるよう、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、関係機関等とのネットワーク化を早期にすすめ相談支援体制の構築に努めます。また、その中核的な役割を果たす協議の場として地域自立支援協議会を設置・運営します。

千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援との連携を図り、相談支援専門員の育成及び相談技術の向上など相談支援体制の強化に努めます。

成年後見制度利用支援事業、障害者生活支援事業等の事業を活用し、相談支援機能の充実に努めます。

### (2) コミュニケーション支援事業

今後も手話通訳奉仕員養成講座を実施することにより、手話通訳奉仕員を育成するとともに、登録手話通訳者を増員し派遣事業の充実に努めます。

また要約筆記奉仕員養成講座を実施することにより、新たに要約筆記奉仕員を育成し要約筆記者派遣事業を目指します。

### (3) 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人の日常生活がさらに円滑に行われるよう、その生活実態や技術進歩に対応した対象品目等を検討するとともに事業内容の周知に努めます。

(4) 移動支援事業

障害のある人の地域生活や社会参加の促進を図るため、利用内容やサービス支給量の見直し等について検討を行います。

(5) 地域活動支援センター事業

市内の小規模福祉作業所は、地域での日中活動の支援拠点として重要な社会資源となっております。

今後、地域活動支援センターへの移行に際しては、その運営の安定が図られるよう支援していきます。

(6) 福祉ホーム

福祉ホームは、自立した地域生活を送るための生活の拠点であり、グループホーム等とともに今後も利用ニーズの把握に努めます。

(7) 訪問入浴サービス事業

在宅において入浴が困難な身体に障害のある人の清潔保持等や介護している家族等の介護軽減を図るため、今後も継続してサービスを支援します。

(8) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人、身体障害者更生援護施設で更生訓練を利用している人を対象に、今後も更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

(9) 知的障害者職親委託制度

知的障害のある人を対象に、生活指導を含めた就労訓練の一環として継続実施します。

(10) 日中一時支援事業

短期入所の「日中受け入れ事業」や放課後利用・レスパイト利用等を含めて、日中一時支援事業の充実に努めます。

(11) 生活サポート事業

障害程度区分認定で非該当となった人で支援を必要とする人に対して、生活サポート事業を実施し、サービスを利用することで地域生活での自立を支援します。

(12) 奉仕員養成研修事業

市が開催する手話通訳及び要約筆記奉仕員養成講座を開催しその修了者を、県が実施する養成研修と連携し技術の向上を図り、手話通訳者・要約筆記者としての育成に努め、コミュニケーション支援事業の推進に努めます。

(13) 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体に障害のある人の外出を支援するため、自動車運転免許取得・改造助成事業を引き続き実施します。

## V 利用者負担額の軽減対策

障害者自立支援法による利用者負担については、制度の導入にあたりサービス量と所得に着目し、1割の定率負担と所得に応じた月額上限額が設定されました。

また住民税非課税世帯に対しては、利用するサービスによって個別減免・社会福祉法人減免などの負担軽減措置がされています。

本市においては、利用者がサービス利用者負担に伴う不安等から、施設からの退所やサービス利用の抑制等が懸念されますので、障害のある人が障害福祉サービス等を少しでも安心して利用できるよう、所得状況に配慮した市独自の激変緩和措置を、平成20年度まで実施することとします。

〔市独自の激変緩和措置〕

※平成19年4月1日現在

所得階層区分		上限月額			上限月額 (合計額)
		障害福祉 サービス (平成20年 度までの 経過措置)	補装具費 給付	地域生活 支援事業	
生活保護受給世帯		0円	0円	0円	0円
市町村民税 非課税世帯	本人収入が年間 80万円(障害基 礎年金2級相当) 以下	3,750円	15,000円	15,000円	15,000円
	上記以外	6,150円 〔通所のみ 3,750円〕	15,000円	15,000円	15,000円
市町村民税 課税世帯	市町村民税 均等割		24,600円	24,600円	24,600円
	市町村民税 所得割10万円 未満	9,300円	37,200円	37,200円	37,200円
	市町村民税 所得割10万円 以上	37,200円	37,200円	37,200円	37,200円

なお、国においては障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年度までの特別対策として、「利用者負担の更なる軽減」「事業者に対する激変緩和措置」「新法への移行等のための緊急的な経過措置」を柱とする改善策を講ずるとしています。

本市としては、国の動向を注視し県と協議しながら適切な対応をしております。

## VI 計画達成状況の点検及び評価

この計画の達成状況については、障害者団体、障害福祉サービス事業従事者、学識経験者、行政関係者等で構成される「松戸市障害者計画推進協議会」に対し、障害福祉計画の進捗状況等を報告し、計画の評価に関する意見を踏まえ、計画の推進に努めます。

## 参 考 資 料

- 松戸市障害者計画推進協議会設置要綱
- 松戸市障害者計画推進協議会委員名簿
- 障害者計画見直し検討委員会の組織及び運営に関する要綱
- 障害者計画見直し検討委員会委員名簿
- 用語解説

## 松戸市障害者計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 松戸市障害者計画(以下「計画」という。)の総合的かつ効果的な推進を図るため松戸市障害者計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の実践に際し、その選択と順序、手法等の審議に関すること。
- (2) 関係諸機関の意見の調整、連絡調整等相互協力体制の確保に関すること。
- (3) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者福祉に関する事業に従事する者
- (3) 障害者の団体等
- (4) 関係行政機関
- (5) 市職員

2 前項に掲げる委員は、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、これを補充するものとし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその

職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し会長が議長となる。

2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときには、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

(障害者計画見直し検討委員会)

第8条 協議会に、計画の見直しを検討するための専門部会として障害者計画見直し検討委員会を設置することができる。

2 障害者計画見直し検討委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉本部児童家庭担当部障害福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 松戸市障害者計画推進協議会委員名簿

氏名	推薦・選出団体等	役職名	
会長	岡 進	松戸市医師会	会長
副会長	清水 義一	社会福祉法人 松の実会	理事長
委員	小倉 純夫	弁護士	松戸市公平委員
委員	大山口 敏	松戸歯科医師会	会長
委員	道塚 喜美雄	江戸川大学総合福祉専門学校	講師
委員	竹内 三郎	松戸市民生委員児童委員協議会	副会長
委員	西田 勉	松戸市精神障害者家族会 みのり会	会長
委員	平山 隆	社会福祉法人 彩会	理事長
委員	江澤 嘉男	社会福祉法人 松里福祉会	理事
委員	早坂 裕実子	社会福祉法人 まつど育成会	施設長
委員	恩田 平二	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会	会長
委員	角口 早苗	特定非営利活動法人 松戸市障害者団体連絡協議会	理事長
委員	高地 刀志行	千葉県松戸健康福祉センター	センター長
委員	秋葉 道洋	松戸公共職業安定所	所長
委員	石井 宏明	柏児童相談所	所長
委員	高見沢 健	千葉県立松戸養護学校	学校長
委員	山本 邦晴	千葉県立松戸つくし養護学校	学校長
委員	塩沢 広	松戸市 教育委員会	学校教育担当部長
委員	峯岸 照恭	都市整備本部	本部長
委員	遠藤 祐弘	健康福祉本部	本部長

(敬称略、順不同)

## 障害者計画見直し検討委員会の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市障害者計画推進協議会設置要綱(平成11年8月1日施行)第8条の規定に基づき、障害者計画見直し検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成10年3月に策定した障害者計画の見直しの審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議事を整理する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会における審議の結果を協議会に報告するものとする。

(障害者計画見直し作業部会)

第8条 委員会に、障害者計画の見直し作業を具体的に行い、見直し案を作成するための障害者計画見直し作業部会を置くことができる。

2 障害者計画見直し作業部会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、児童家庭担当部障害福祉課において処理する。

### 障害者計画見直し検討委員会委員名簿

	氏 名	所 属 団 体 等
委員長	道塚 喜美雄	江戸川大学総合福祉専門学校
副委員長	竹内 三郎	松戸市民生委員児童委員協議会
委 員	江澤 嘉男	社会福祉法人 松里福社会
委 員	恩田 平二	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会
委 員	角口 早苗	特定非営利活動法人 松戸市障害者団体連絡協議会
委 員	清水 義一	社会福祉法人 松の実会
委 員	西田 勉	松戸市精神障害者家族会 みのり会
委 員	早坂 裕実子	社会福祉法人 まつど育成会
委 員	平山 隆	社会福祉法人 彩会

(敬称略、委員五十音順)

## 用語解説

### か

#### ○学習障害(LD)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する、または推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障害を指すもの。その原因として、中枢神経に何らかの機能障害があると推測されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。(平成11年:文部省の定義)

#### ○グループホーム

地域社会の中の住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において数人の障害のある人が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住する専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。

#### ○高次脳機能障害

主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状が現れる。

その症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害等で脳の損傷部位によって特徴が出る障害。

### さ

#### ○支援費制度

平成15年度から導入された障害福祉サービス利用方式をいう。

障害のある人自らが福祉サービスを選択し、サービス提供者と直接契約することにより、利用者の自己決定が尊重され、利用者本位の、障害のある人と事業者・施設の対等な関係に基づくサービスが提供されるという制度(仕組み)。

## ○障害者基本法(昭和45年法律第84号)

障害のある人のための施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者施策の基本となる事項を定めること等により、障害者施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害のある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

## ○障害者雇用調整金及び報償金

### 「障害者雇用納付金制度」

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、障害のある人の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害のある人の雇用を誠実に守る企業とそうでない企業の経済的負担を調整するとともに、障害のある人の雇用の促進等を図るため設けられた、事業主の共同拠出による納付金の制度。

(当分の間、常用雇用労働者数が301人以上の事業主を対象としている。)

### (障害者雇用調整金)

常用雇用労働者数が301人以上の事業主で、障害者雇用率(1.8%)を超えて障害のある人を雇用している場合は、その超えて雇用している障害のある人の人数に応じて障害者雇用調整金が支給される。

### (報償金)

常用雇用労働者数が300人以下の事業主で、一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数)を超えて障害のある人を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障害のある人の人数に応じて報奨金が支給される。

## ○障害者週間

平成16年の障害者基本法の改正により、国民に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に

代わり設けられた。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から9日までの1週間。

### ○障害者自立支援法(平成17年法律第123号)

障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念のもと、これまで障害の種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設するとともに、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化を柱として制定された法律。

### ○障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)

障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害のある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障害者雇用率、障害者雇用納付金・調整金、各種障害者雇用等助成金、ハローワーク・地域障害者職業センター等の規定を定めている。

### ○ショートステイ(短期入所)

障害のある人・子どもの介護を行っている人が病気、その他の理由により、居宅において介護することができない場合に、一時的に障害者施設等に短期間入所すること。

### ○ジョブコーチ

就職又は職場への定着に際し課題のある障害のある人に対して、事業所への一定期間職場適応援助者を派遣し、引き続き職場で安定して働くことができるよう障害のある人本人はもとより家族や事業主に対して支援を行う。

## ○精神保健福祉士(PSW)

平成9年に誕生した精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格。

社会福祉学を学問的基盤として、精神に障害のある人の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標とする。

## ○精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とし、精神疾患を有する者のうち、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約があると、都道府県知事が認定した者を対象として交付される「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第45条に規定される手帳。

税法上の障害者控除、公共施設の利用料の減免等の優遇施策が講じられている。

## ○措置制度

行政がサービスの提供者(事業者)を特定し、サービス内容を決定する制度(仕組み) ⇒ **支援費制度へ**

## た

### ○地域福祉権利擁護事業

認知症の高齢者や障害のある人など判断能力が不足している方が、地域で安心して生活ができるように、福祉サービスの契約の援助や日常の金銭管理、書類の預かりなどを行う事業。

### ○千葉障害者職業センター

ハローワークの障害のある人や障害のある人を受け入れる事業所に対する業務を専門的立場からバックアップするため、設置されている日本障害者雇用促進協会の施設。

障害のある人に対しては、ハローワークと連携し、職業自立のための障害のある人

やご家族、教育、医療、福祉などの関係機関からの相談や職業能力の評価を、事業主に対しては、地域の専門家と協力して障害のある人の受け入れや雇用管理に関わる相談・助言を行っている。

千葉県美浜区幸町 1-1-3 : 043-204-2080

### ○千葉県障害者就業支援キャリアセンター

就業を希望する障害を持った方や就業中の方、その家族の方、障害を持った方を雇用している、または、今後、雇用を予定している企業からの相談業務を行うほか、就業準備実習や職場指導員(ジョブコーチ)支援を業務として、平成16年1月に開設された。

千葉県美浜区新港43 : 043-204-2385

### ○千葉県障害者就労事業振興センター

障害のある人が地域で働き、自立した生活ができる社会を実現するため、福祉作業所、授産施設の授産事業の活性化を進め、障害者福祉の向上を図ることを目的として、平成17年9月に設立された特定非営利活動法人。

授産事業の販路・受注拡大や相談、作業所等の従事者に対する研修などの活動を行う。

千葉市中央区亥鼻 2-9-3 : 043-202-5367

### ○千葉県地域福祉支援計画(「福祉力(ちから)」計画)

社会福祉法第 108 条に規定された千葉県の地域福祉支援計画。

(1)誰もが、(2)ありのままに・その人らしく、(3)地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」の実現に向け、誰もが持っている人の「福祉力(ちから)」、埋もれている地域の「福祉力(ちから)」を掘り起こし、ネットワーク化して、住民自らが新たな地域社会の構築していくこととする計画。

## ○千葉県福祉のまちづくり条例

高齢者や障害のある人等が安心して生活し、自らの意思で行動し、及び平等に参加することが社会を構築するために行われる福祉のまちづくりに関し、県・市町村・事業者及び県民の責務をあきらかにするとともに、福祉のまちづくりのための施策及び障害のある人等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図ることを目的に平成8年3月に制定された千葉県条例。

## ○注意欠陥・多動性障害(AD/HD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推測される。(平成14年:文部科学省の定義)

## ○デイサービス

在宅の障害のある人に対して、地域の福祉施設などにおいて機能回復訓練、入浴、食事などを提供するサービス。

## ○特定求職者雇用開発助成金

障害のある人、高年齢者等の就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対し、一定の要件により賃金の一部を助成する、財源を雇用保険料とする厚生労働省の助成金制度。

## ○特例子会社

障害者雇用促進法では、障害のある人の雇用義務を個々の事業主に課しているが、親会社が障害のある人等の雇用に特別の配慮をした工場等を子会社として設立し、障害のある人等の雇用のために特別の配慮をしていると公共職業安定所長から

認定を受けたとき、この子会社を特例子会社という。

親会社の就業規則とは別に障害のある人の労働能力や就業条件を配慮した就業規則や設備環境を整備することで、障害のある人の職域拡大を図ることが容易になるなどの効果が期待できる。

## **な**

### **○日常生活用具**

障害のある人の日常生活の利便を図るため給付・貸与される用具。

特殊寝台、特殊尿器、入浴補助用具、ストマ、紙おむつなど。

### **○ノーマライゼーション**

障害のある人や高齢者など社会的不利を追う人たちを、当然に包含する社会が通常の社会であり、そのあるがままの姿で暮らせる権利を享受できるという考え方。

## **は**

### **○発達障害者支援法(平成16年法律第167号)**

発達障害を早期に発見し、発達障害のある人の支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害のある人への学校教育及び就労における支援などを定めることにより、発達障害のある人の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般にわたる支援を図り、よってその福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

### **○バリアフリー**

高齢者や障害のある人等が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

## ○バリアフリー新法(平成18年法律第91号)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称で、ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化の促進のために「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充し、平成18年12月20日から施行された法律。

(法に盛り込まれた新たな内容)

### ① 対象者の拡充

身体に障害のある人のみならず、すべての障害のある人が対象者。

### ② 対象施設の拡充

これまでの建築物及び交通機関に、道路・路外駐車場・都市公園・福祉タクシーを追加。

### ③ 基本構想制度の拡充

バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを、旅客施設を含まない地域まで拡充。

### ④ 基本構想策定の際の当事者参加

基本構想策定時の協議会制度を法定化するとともに、住民などからの基本構想の作成提案制度を創設。

### ⑤ ソフト施策の充実

国民一人一人ひとりの「心のバリアフリー」の促進

## ○補装具

身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や動作を容易にする用具。

盲人用安全杖、補聴器、義手、義足、下肢装具、車椅子、歩行器など。

## ○法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める、民間企業、国、地方公共団体が身体に障害のある人又は知的障害のある人を雇用しなければならない割合。(平

成 18 年 4 月 1 日より、「障害者雇用促進法」の改正により精神に障害のある人も算定対象となる。)

- ・一般の民間企業(常用労働者数56人以上規模) ⇒ 1.8%
- ・特殊法人(常用労働者数48人以上規模の法人) ⇒ 2.1%
- ・国、地方公共団体(職員数48人以上の機関) ⇒ 2.1%
- ・都道府県の教育委員会等(職員数50人以上機関) ⇒ 2.0%

## ○ホームヘルプサービス

自宅等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事や生活などに関する相談、助言など日常生活上の世話をを行うサービス。

## ま

### ○松戸市障害者雇用促進奨励金

障害のある人の雇用機会の拡大と定着を図ることを目的として、障害のある人を雇用する事業主に対して奨励金を交付する松戸市独自の制度。(平成元年4月1日施行)

### ○松戸市地域福祉計画

社会福祉法第 107 条に規定された市町村地域福祉計画として策定。

「みんなで築く福祉のまち」を基本理念に、市民・行政・民間事業者等の協働により、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるようなまちの実現をめざす計画。

## や

### ○ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無や年齢・性別・人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

ら

## ○リハビリテーション

身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害のある人のライフステージのすべての段階において全人的復建に寄与し、障害のある人の自立と参加をめざす障害者施策の理念。